

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月1日
【会社名】	株式会社スクロール
【英訳名】	Scroll Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴見 知久
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中央区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括部長 杉本 泰宣
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中央区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括部長 杉本 泰宣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年5月29日の第85期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

鶴見知久、佐藤浩明、山崎正之、杉本泰宣及び丸井恵介の5氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

宮城政憲、宮部貴之、一杉逸朗、小野亜希子、馬場知瀬子及び大西亜希の6氏を監査等委員である取締役に選任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額240百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）から年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を月額8百万円以内から年額100百万円以内とする。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等改定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額を年額50百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年5万株以内から報酬総額を年額100百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年8万株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案				(注) 1	(注) 3
鶴見知久	238,093	2,976	-		可決 97.62
佐藤浩明	238,439	2,630	-		可決 97.76
山崎正之	237,849	3,220	-		可決 97.52
杉本泰宣	238,160	2,909	-		可決 97.65
丸井恵介	238,351	2,718	-		可決 97.73
第2号議案				(注) 1	
宮城政憲	237,968	3,101	-		可決 97.57
宮部貴之	237,856	3,213	-		可決 97.52
一杉逸朗	203,170	37,899	-		可決 83.30
小野亜希子	238,593	2,476	-		可決 97.83
馬場知瀬子	238,543	2,526	-		可決 97.81
大西亜希	238,314	2,755	-		可決 97.71
第3号議案	237,309	3,678	82	(注) 2	可決 97.30
第4号議案	237,432	3,555	82	(注) 2	可決 97.35
第5号議案	237,204	3,865	-	(注) 2	可決 97.26

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

3 . 当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使及び当日出席分)は243,881個であり、賛成割合は出席した株主の議決権の数に対する割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書又はインターネットにより事前行使された株主の議決権数と、当日出席された株主の内、賛成、反対、又は棄権について確認できた議決権数との集計により、全ての議案の可決又は否決が明らかになりました。よって、当日出席された株主のうち、賛成、反対、又は棄権について確認ができていない一部の議決権数は、上記(3)記載の賛成、反対、又は棄権の各個数には加算しておりません。

以 上